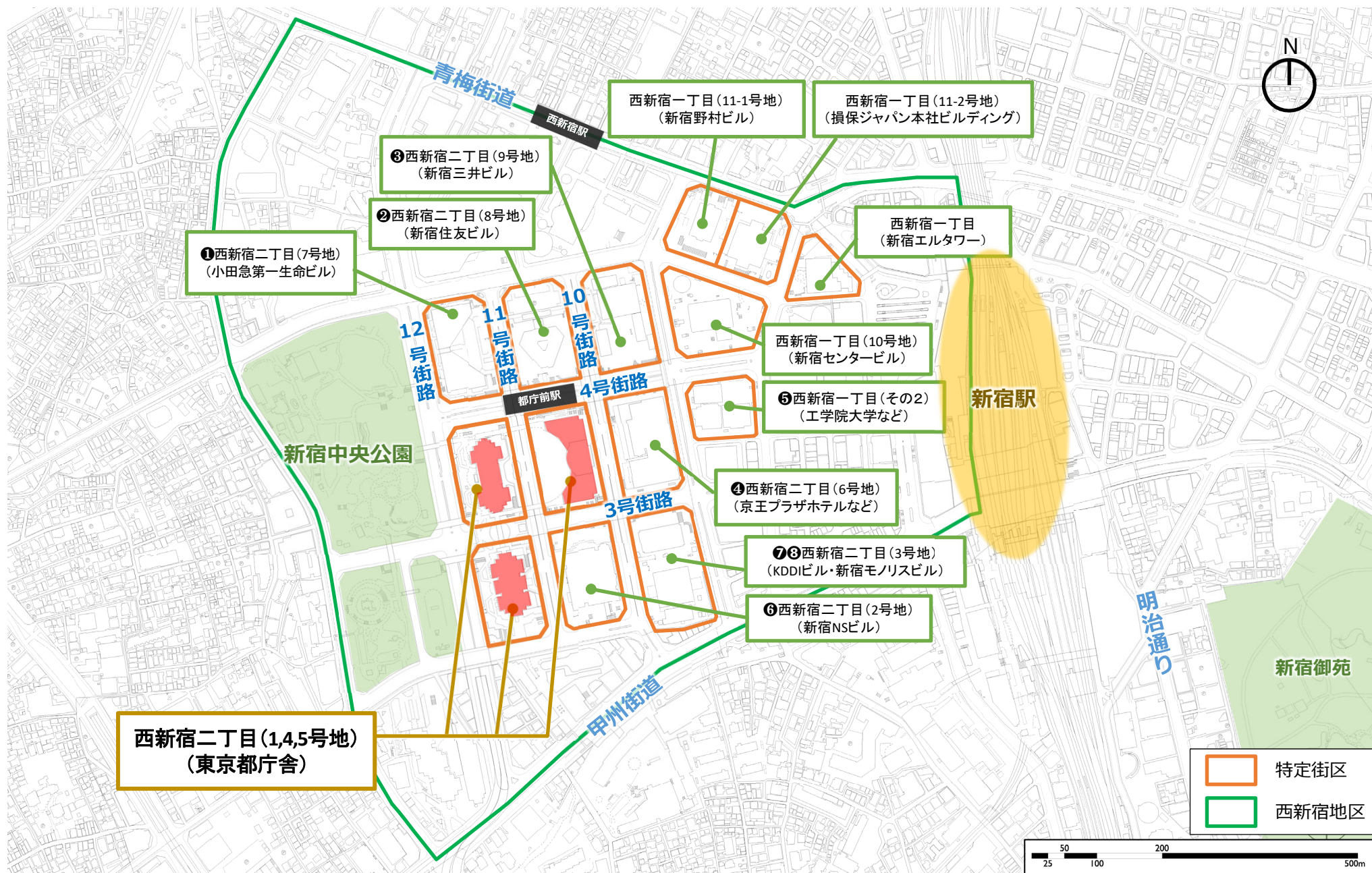


都庁の成り立ちについて

～ 目 次 ～

1. 都庁周辺の位置関係
2. 都庁の成り立ち

○ 都庁舎は、新宿駅と新宿中央公園の間に位置する「西新宿地区」に立地。周辺には、特定街区制度等を活用した超高層ビルが立ち並んでいます。





①西新宿二丁目(7号地) | 小田急第一生命ビル
引用: <https://www.officetar.jp/building/1224/3297/>



②西新宿二丁目(8号地) | 新宿住友ビル
引用: <https://office.sumitomo-rd.co.jp/building/detail/shinjuku/shinjukusumitomo>



③西新宿二丁目(9号地) | 新宿三井ビル
引用: <https://www.nihonsekkei.co.jp/projects/1959/>



④西新宿二丁目(6号地) | 京王プラザホテル
引用: <https://www.nihonsekkei.co.jp/projects/2003/>



⑤西新宿一丁目(その2) | 工学院大学等
引用: <https://www.kogakuin.ac.jp/campus/shinjuku.html>



⑥西新宿二丁目(2号地) | 新宿NSビル
引用: https://office.sumitomo-rd.co.jp/building/detail/shinjuku/shinjuku_ns



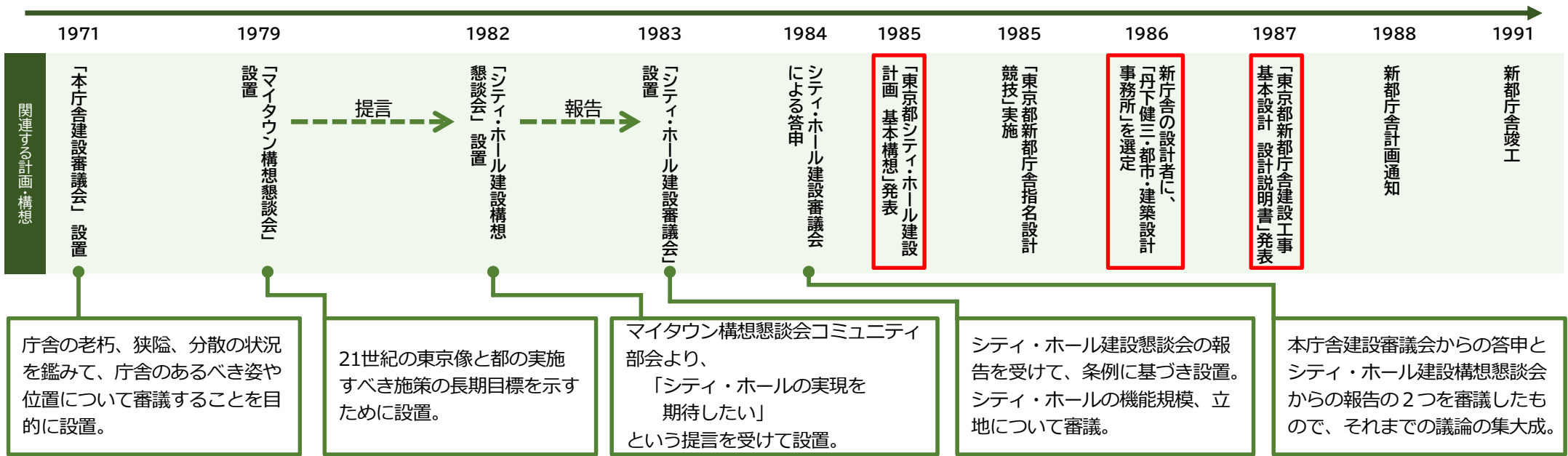
⑦西新宿二丁目(3号地) | 新宿モノリスビル
引用: <https://www.office-navi.jp/building/02025834/>



⑧西新宿二丁目(3号地) | KDDIビル
引用: <https://www.blue-style.com/building/KDDI%E3%83%93%E3%83%AB>

2 都庁の成り立ち

シティ・ホール建設審議会による答申を基に、1985年に「東京都シティ・ホール建設計画 基本構想」を発表。設計競技を経て、1987年「基本設計 設計説明書」を発表。「東京都シティ・ホール建設計画 基本構想」では、シティホールの性格付け、シティホールの機能、広場の方針などについて記載。



■東京都シティ・ホール建設計画 基本構想 (1/2)

出典：東京都シティ・ホール建設計画基本構想

■シティ・ホールの性格

- シティ・ホールは、都民の交流の場であり、文化の創造の中心として、次の性格付けがされました。
 - ・ふるさと東京のシンボル
 - ・東京の自治のシンボル
 - ・東京の文化のシンボル
 - ・国際都市東京のシンボル

■シティ・ホールの機能

- シティ・ホールは、次の機能を併せ持つことが必要としています。
 - ・東京の自治の中核としての行政機能
 - ・東京の文化と伝統を継承し発展させる文化機能
 - ・都民に開かれた交流の場としてのひろば機能
 - ・市民レベル、都市レベルの国際交流機能
 - ・高度情報化社会に対応した情報センター機能
 - ・災害時に迅速に対応する防災センター機能

■シティ・ホールの発祥

- シティ・ホールは、中世のヨーロッパで都市の中心部に、広場をとりかこんで庁舎、教会、市場という3種類の施設があり、都市の中核を形成するものとしています。
 - トロント市庁舎の事例を挙げています。
- 都市の市民は、ことあるごとにシティ・ホールに集い、政治や文化、生活などのさまざまな活動を通じて、自らの手で都市を育ててきました。このようなシティ・ホールの基本精神は、現代に継承されています。

■トロントのシティ・ホール

- 「都市行政の中心である機能を誇示し、民主主義の伝統と住民に対する奉仕という雰囲気をかもしだす建物を実現する」とし、行政棟、議会棟、広場からなるシティ・ホールを建設しました。



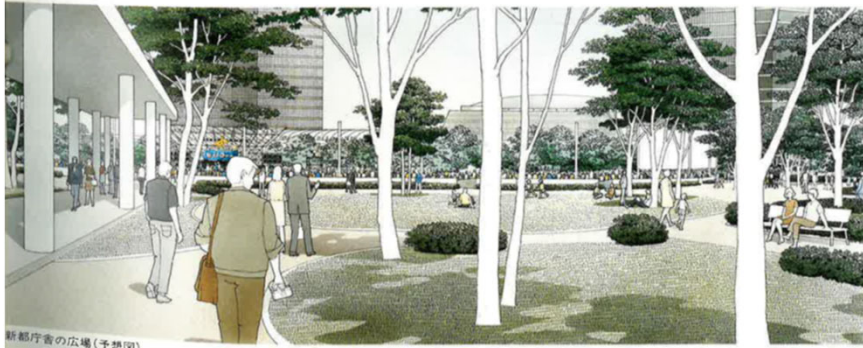
トロントのシティ・ホール トロント市庁舎

■東京都シティ・ホール建設計画 基本構想 (2/2)

出典：東京都シティ・ホール建設計画基本構想

■広場

- 広場は、各種のイベントの開催など、都民が集い、交流する出会いの場であるとともに、新都庁舎の一体性を高める空間として、また、都民と都政をむすぶ象徴的な空間とします。
- 隣接する新宿中央公園（面積8.8ha）と連れいさせた広場とみどりのプロムナードづくりなども検討。

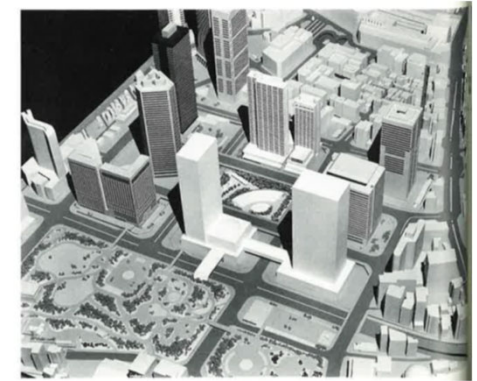


■施設の配置例

- 3区画の敷地に、本庁舎、議会棟、広場を配置するには、各種の組み合わせが考えられます。次の図は2棟の本庁舎、議会棟、広場を組み合わせた配置例です。（右図）
- さらに詳細な検討を加えていくこととし、設計競技では配置計画についても競技参加者に委ねています。

配置例 1

2区画（1、4号地）に本庁舎、議会棟を配置し、高層建物街区の中心である5号地を広場とする案



配置例 2

2区画（1、5号地）に本庁舎、議会棟を配置し、新宿中央公園と面する4号地を広場とする案



配置例 3

3区画（1、4、5号地）に本庁舎、議会棟を配置し、それぞれの区画に広場をそなえる案



2 都庁の成り立ち | 設計競技 丹下事務所設計案 (1/2)

設計競技時の案は現在の都庁に比べて、道路からのアクセスの仕方や、アクセスの箇所が多くあるなどの違いがある、また、都民利用の空間を多数設ける計画となっています。中央公園との一体性を意識した計画となっています。

■東京都新都庁舎指名設計競技における、丹下健三・都市・建築設計事務所の設計案 (1/2)

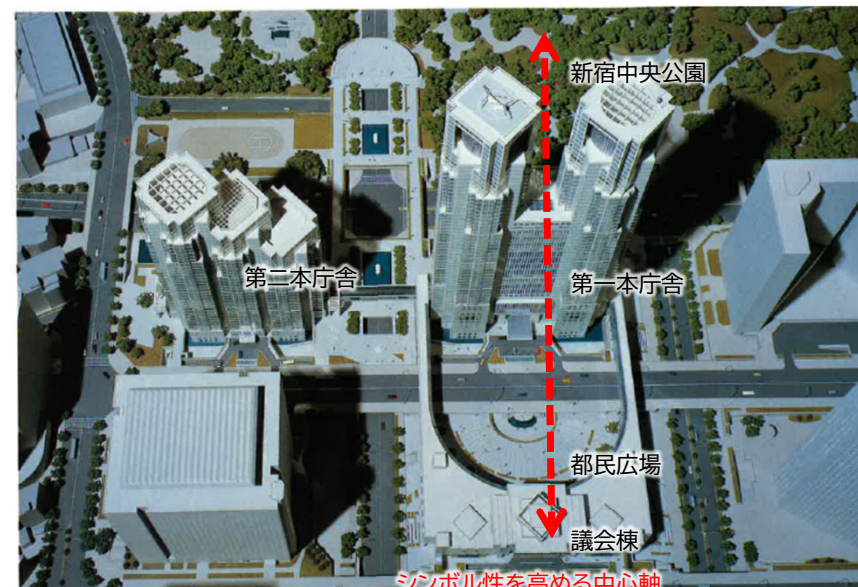
出典：東京都新都庁舎・指名設計競技応募作品集

■はじめに

- 21世紀に向けて発展する東京の自治と文化のシンボルとなり、ふるさと東京のシンボルとなり、また国際都市東京のシンボルともなるものであることを、目標としています。

■スーパーブロックの配置について

- 5号地に広場空間を設けることによって、新宿新都心全体が超高層ビルの過密化することを防ぐことができ、かつ超高層ビルに四方囲まれる世界にも稀な都市性（アーバンティ）の高い活力ある広場となることが期待されます。
- 議会棟—広場—第1本庁舎—中央公園という新宿新都心の中心軸をつくりだすことにより、第2本庁舎を含めたシティ・ホール全体のシンボル性を高めています。

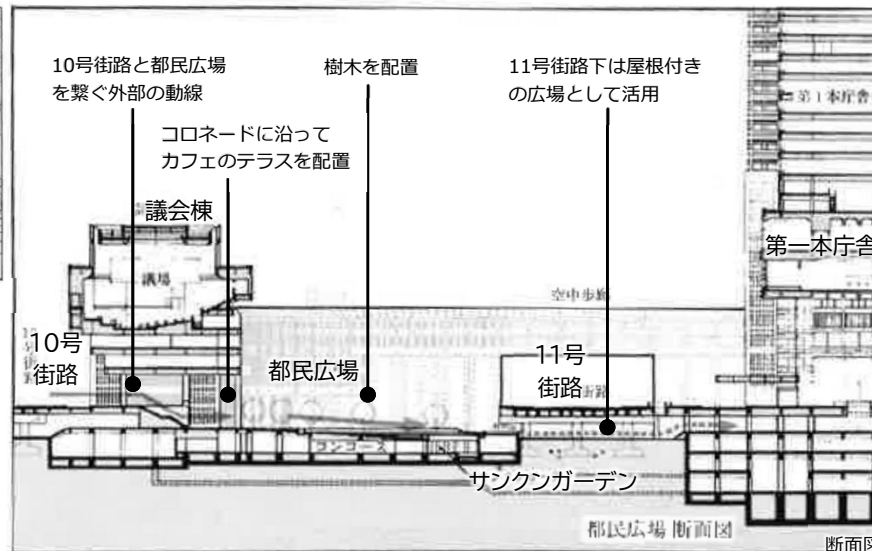


■議会棟と都民広場

- 10号街路側から議会棟中央玄関を通り抜け、1層分の階段を降りると都民広場に出ることができます。
- 広場のアメニティーを高めるためにコロネードに沿って、カフェなどのテラスが用意され、また、植樹によって広場に自然の緑を導入し、親しみ易さを与えています。
- 広場全体は非常に緩やかに、広場の中心に向かって傾斜し、屋外劇場としても利用できるよう計画されています。都民広場では都民の自発性に基づく様々な文化活動が行われるでしょう。
- 11号街路の下は、雨天時には屋根つき広場としても活用されます。



議会棟2階から都民広場を見る



2 都庁の成り立ち | 設計競技 丹下事務所設計案 (2/2)

東京都新都庁舎指名設計競技における、丹下健三・都市・建築設計事務所の設計案 (2/2)

出典：東京都新都庁舎・指名設計競技応募作品集

設計案の評価

(東京都新都庁舎設計競技審査会による総評)

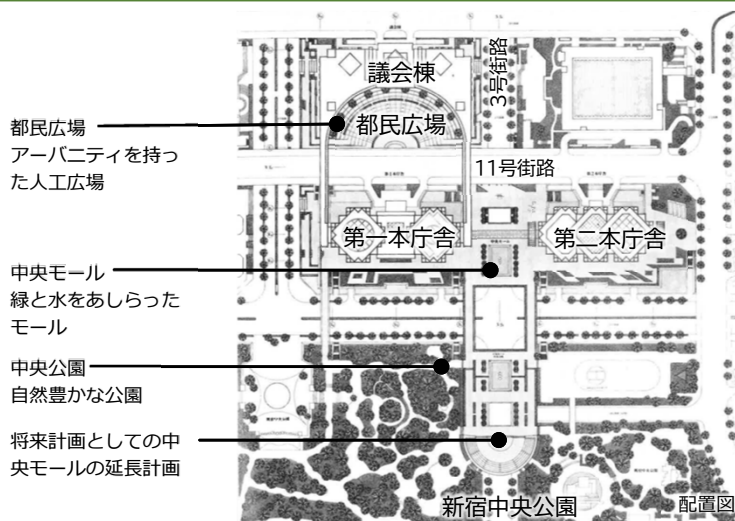
- 視覚的には、遠望したとき都市の輪郭に与える特異な双塔の印象である。また、新宿方面から歩行して広場に足を踏み入れたときに発見される正面性である。さらに正面ホールに進んだときに、中央公園を通して都市的景観を望見することである。このように、序列をもって象徴性を表現したのは効果的である。
- 表層の微細な細分化によって和風に通じる感覚を意図したものとされている。一方、造形はヨーロッパ的な記念建造物を想起させる。

■中央モールの提案

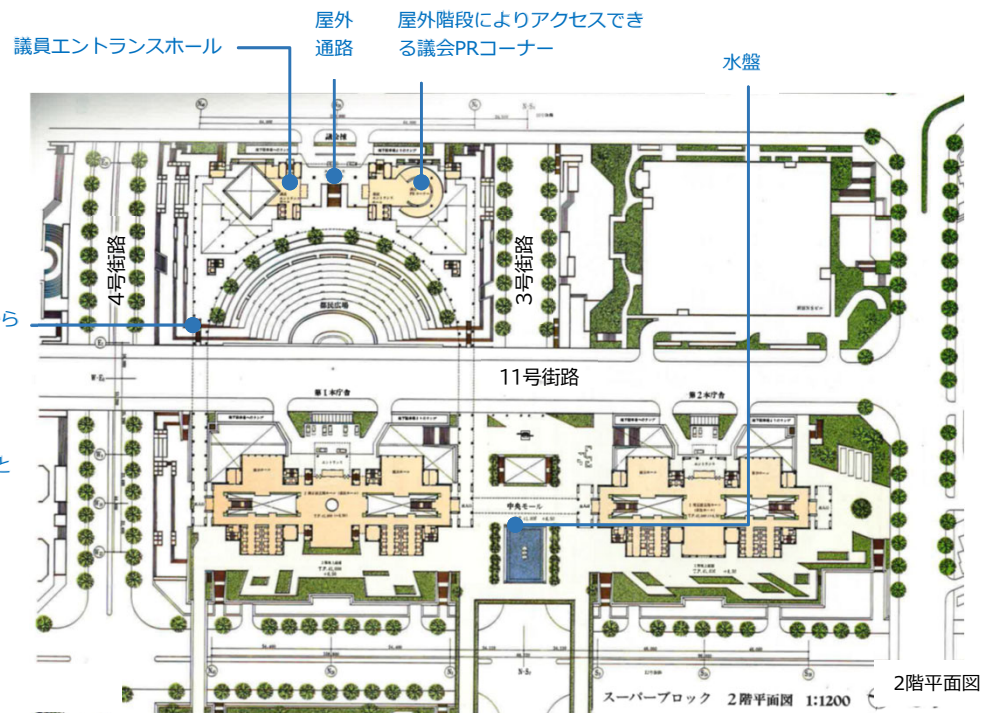
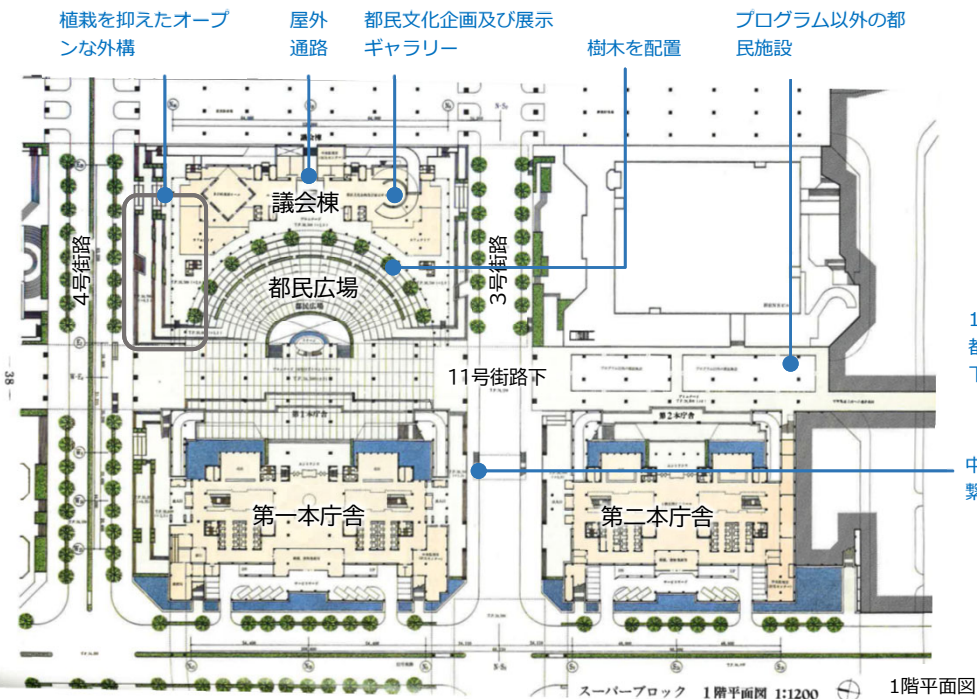
- 人工地盤は、都民広場からも3号街路歩道からも、分り易くアプローチされ、都庁職員・来訪者ばかりでなく、この地域を訪れるすべての人が楽しめる空間として計画しています。
- 豊かな人と人との交流、人と自然の交流、人と建築との交流を、

- 都民広場 —アーバニティを持った人工広場
- 中央モール —緑と水をあしらったモール
- 中央公園 —自然味豊かな公園

というシーケンスのなかで作り出し、新都庁舎と中央公園を幅広く連結するばかりでなく、中央公園を一体化する役割を果たすものとして、中央モールの中央公園内部への延長を将来計画として提案。



※以下、現都庁舎にはないが設計競技案にて提案されていたものを青字で示します。



2 都庁の成り立ち | 基本設計

基本設計時から基本的な計画は変わっていないが、10号街路からのアクセス、議会棟の2階の機能配置などに変更が見られます。

■基本設計 設計説明書

出典：東京都新都庁舎建設工事基本設計 基本設計説明書

■概要

- 設計コンセプトや基本的な計画については設計競技時からの変更は少ないです。

■第一本庁舎

- 2階には待合コーナー、総合掲示板、そして自治体が催す催事ばかりでなく、民間グループの自発的なイベント等についての情報を提供する行事催し物コーナーを配置。

■第二本庁舎

- 2階には待合コーナー、都民展示物に触れることにより理解が深まる情報提供ギャラリー、都政を消化しうる展示コーナーを配置。

■議会棟

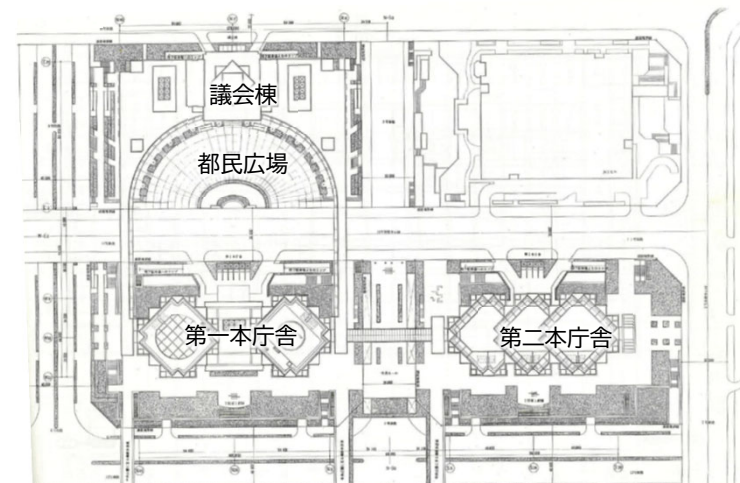
- 各階とも広場に面した部分は通り空間を確保し、広場を眺められる心地よいスペース。通路としての機能だけでなく、出会い・コミュニケーションの場となります。
- 2階には多目的に使用できる会議室、議会図書館を配置。

※以下、現都庁舎にはないが基本設計にて提案されていたものを青字で示します。

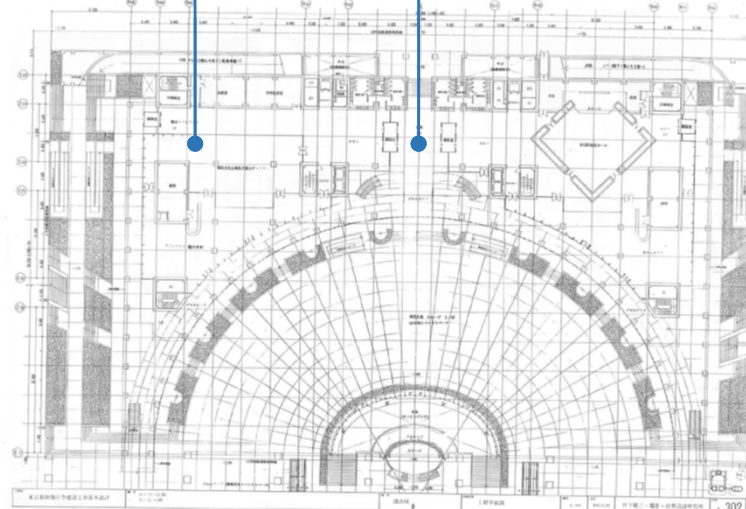


サンクンガーデンもテラスとして使用

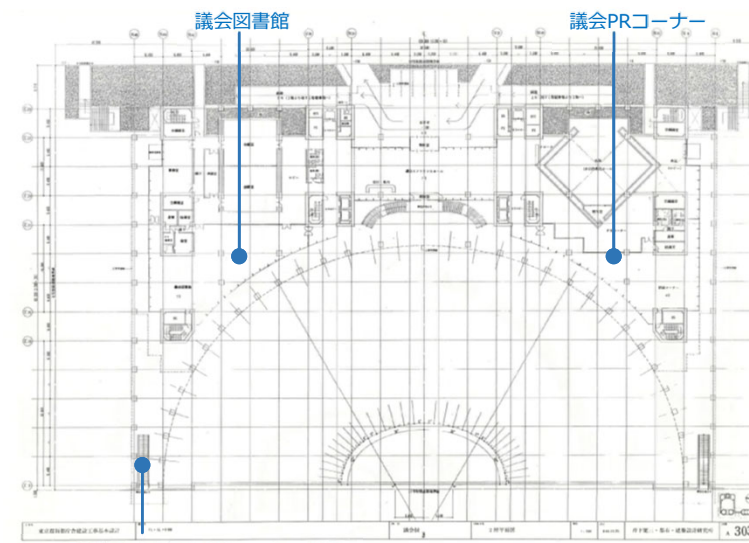
階段や植栽により、広場とコロネードを明確に分離



都民文化企画及び展示ギャラリー 屋外の貫通路



議会棟1階平面図



11号街路から都民広場に下りる階段

議会棟2階平面図